

芦屋町高齢者福祉計画策定業務委託事業者選考要領

1 目的

本要領は、芦屋町高齢者福祉計画策定支援に係る業務の委託事業者を選考するために必要な事項を定めるものとする。

2 一次審査

参加申込事業者が4者以上の場合は、申込事業者の業務実績及び見積書による書類審査を行い、上位3者を選考する。結果は、文書で通知する。

3 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査により選考した3事業者によるプレゼンテーションを実施し、委託予定事業者の順位を決定する。

開催日	令和7年10月8日（水）
場 所	芦屋町役場 庁舎内会議室

- (1) プレゼンテーションの時間は1事業者あたり20分以内（準備を含む）とし、終了後10分程度、質疑応答時間を設ける。
- (2) プレゼンテーションは提案書を提出した順に行うこととし、各事業者に対してプレゼンテーション開始時刻を事前に通知する。
- (3) 各事業者のプレゼンテーション出席者は、3名以内とする。
- (4) プレゼンテーションの方法については、特に指定しない。ただし、以下のものは町で準備する。その他、必要な機器、道具等は事業者で準備すること。
・ホワイトボード コンセント 延長コード 机 イス スクリーン

4 プレゼンテーションの内容

- (1) 提案書の内容に沿ったプレゼンテーションを基本とする。
- (2) 提案書とは別にプレゼンテーション用の資料を当日提出することができる。
※その場合、資料を6部用意すること。
- (3) 芦屋町高齢者福祉計画策定業務委託仕様書の内容を、十分理解した上で提案を行うこと。

5 プレゼンテーションの審査について

以下の基準に基づいて評価を行う。

項目		審査の視点
企画提案内容	町や計画の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋町の高齢者の特性・課題を的確に把握しているか。 ・ 介護保険法や老人福祉法等の関係法を理解しているか。 ・ 福岡県介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画、福岡県が策定する高齢者保健福祉計画及び芦屋町地域福祉計画等の関連する計画を理解しているか。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や関係団体のニーズが適切に把握できるような調査の提案がされているか。また、そのニーズをどのように計画に反映させるのが提案されているか。 ・ 介護保険制度の動向、地域包括ケアシステム構築等を適切に捉えた提案となっているか。 ・ 芦屋町地域福祉計画等、関連する計画との関係性を踏まえた提案となっているか。 ・ 提案された計画は、評価や進捗管理がしやすいものとなっているか。
	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託体制が明確であるか。また、事業者のノウハウが活かされる体制となっているか。 ・ 事務局への支援体制は十分であるか。
	作業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提示された作業工程は妥当なものか。
	意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者独自の提案やセールスポイントがあるなど、受託に向けて意欲的か。 ・ 積極的に取り組む姿勢が感じられるか。
事業者評価	知識実績 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度以降における市町村老人福祉計画の策定実績。
技術者評価	知識実績 管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理技術者（責任者）が市町村老人福祉計画を担当した実績。
個人情報保護	個人情報の保護・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取り扱いに関してのガイドラインを策定しているか。 ・ 個人情報を適切かつ安全に管理できる体制かどうか。
経済性	見積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な見積金額が提示されているか。

6 選考方法

5の基準に基づき、審査員による評価を行ったうえで、総合的に判断する。